

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年燕・弥彦総合事務組合条例第 18 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 佐 野 大 輔

記

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年燕・弥彦総合事務組合条例第18号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の125.0」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第14条の2第2項中「100分の105.0」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改める。

第2条 燕市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第14条の2第2項中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第29条第2項中「第8項」を「第10項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。